

【参考資料3】

「地方消費者行政推進本部」について

1. 構成員

本部長	福島大臣
本部長代理	大島副大臣、泉大臣政務官
副本部長	内田長官
本部員	田中次長、羽藤審議官、原審議官、池本参与、品川参与 (独)国民生活センター野々山理事長、古畑理事、柴崎 理事、井守理事
オブザーバー	消費者委員会
事務局	地方協力室

2. 業務

- ・ 地方公共団体における「地方消費者行政の充実・強化のためのプラン」を推進するための取組みの支援
- ・ 「プラン」に盛り込まれた消費者庁及び(独)国民生活センターとしての取組みの具体化
- ・ その他地方消費者行政の充実・強化に関する政策のあり方

3. ワーキング・グループの設置

「プラン」に盛り込まれた課題のうち、専門的・技術的な検討が不可欠となるものについて、精力的・集中的に取り組むために、次の2つのワーキング・グループ(WG)を設けることとする。

- ・ 地方消費者行政活性化基金の運用に関するWG(「基金WG」)
～ 地方自治体、消費者団体をはじめとする関係者からご意見やご指摘をいただいている「基金」に関する要望事項などの検討
- ・ 相談体制の法制度上の位置づけのあり方及び相談員の雇用形態・勤務体系についての制度のあり方についてのWG(「制度WG」)
～ 相談体制の充実や相談員の処遇の改善を図るために、地方自治体の首長のリーダーシップで何ができて、法制度の制約や限界で何ができないかなどの整理と具体策に向けた検討

なお、WGの構成員は、消費者庁職員によるものとし、オブザーバーとして関係府省庁、(独)国民生活センター、有識者など庁外からの参画も得ることとする。

また、WGはこの夏頃を目途に一定の結論を得ることとする。

「基金WG」の設置について

「地方消費者行政の充実・強化のためのプラン」に基づき、「地方消費者行政活性化基金」のよりの効果的な活用を図るために「基金WG」を設置し、集中的に検討を行うこととする。

1. 検討課題

地方公共団体始め、関係者・関係団体からいただいている要望事項全般について検討を行う。

<主な事項>

- (1) 「基金」の期限について
- (2) 既存の相談員の処遇改善（報酬単価引上げ）への活用について
- (3) 年間の「基金」取崩し限度額2分の1基準について
- (4) 対象経費について
 - ・ 事務的な運営経費など

2. 検討体制

羽藤審議官統括の下、以下の体制で検討を行う。

- 座長：甘利地方協力室長
- 構成員：総務課員、地方協力室員

3. 当面の検討の進め方

(1) 「基金」に関する要望の整理

これまで地方公共団体から寄せられた要望等を整理

(2) 「基金」の活用を始め、消費者行政活性化の取組状況の整理

- ① 21年度「事業計画」の整理、22年度「事業計画」の整理
- ② 地方公共団体の消費者行政に係る自主財源の動向、相談員の処遇改善の動向

等拡充された「交付税措置」の活用状況の整理

(3) 他の基金、補助金等制度の整理

他の基金、補助金等制度を幅広く整理し、「基金」のより効果的な活用に向けて参考となる点について収集・整理を行う。

- ① 平成21年度第1次補正予算で措置され、地方公共団体に造成された他の「基金」の制度の整理
- ② これまでに自治体に造成された「基金」の制度の整理
- ③ 各府省庁の地方公共団体向け補助金等の制度の整理

4. スケジュール

- 2月～4月 3.(1)～(3)について整理
必要に応じて追加ヒアリング等を実施
- 4月～5月 運用の在り方を検討
- 6月目途 WG取りまとめ

「制度WG」の設置について

「地方消費者行政の充実・強化のためのプラン」に基づき、相談窓口の体制や相談員の処遇改善を図る際の制度的な課題の整理を行うために、「制度WG」を設置し、集中的に検討を行うこととする。

1. 検討課題

(1) 消費生活相談体制の充実に向けての課題

- 消費生活センターの設置及び相談員の配置について
 - ・ 人口・財政規模と相談員の配置、消費生活センターの設置
 - ・ 事務の共同処理の活用に向けての課題 等

(2) 消費生活相談員の処遇の改善を図るための課題

- ① 任用体系
 - ・ 現行の消費生活相談員の任用状況の整理（地方公務員制度上の位置付けなど）
 - ・ 現行制度内でどの程度まで安定的な勤務環境を構築することは可能か。制度的な障壁はあるか（任期付短時間勤務職員制度の活用など）。
 - ・ いわゆる常勤化に係る課題（例えば、消費生活相談主事制度の導入、資格制度等）等
- ② 報酬面
 - ・ 現行の消費生活相談員の処遇状況の整理（超過勤務、社会保険の適用状況等）
 - ・ 消費生活相談の職務の困難さや専門性の評価について
 - ・ 他の分野の相談員との横並びについて、資格制度について等

以上の論点について、

- (a) 現状の把握（現行制度・仕組み下での取組状況の把握）
 - (b) 現場のニーズの整理
 - (c) 現行の制度・仕組みの把握
 - (d) 必要に応じて類似の分野の制度の状況や比較
- を行った上で、現行制度・仕組みでの制約・課題を整理する。

2. 検討体制

羽藤審議官統括の下、以下の体制で検討を行う。

- 座長：川辺消費者情報課長
- 構成員：地方協力室員

3. 当面の検討の進め方

(1) ヒアリングの実施

- ① 有識者へのヒアリング
- ② 地方公共団体の人事担当者へのヒアリング

(2) 消費生活相談体制の充実に向けての課題について

- ① 今年度の「地方消費者行政の現況」調査（現在集計中）のデータを活用し、人口・財政と相談員の配置、消費生活センターの設置に関する関係を分析。
- ② 他の分野で、設置基準、配置基準が設けられている事例の整理。
- ③ 事務の共同処理の消費生活センターへの活用について検討。
- ④ 上記事例における国の支援制度の整理。

(3) 消費生活相談員の処遇の改善を図るための課題について

- ① 地方公務員法等の適用状況の整理
- ② 任期付短時間勤務職員の活用を図るための制度上の課題の整理
- ③ 地方公共団体における専門職制度の活用状況や資格制度との関係等を整理。
- ④ 今年度、来年度、相談員の処遇改善を図ろうとしたが、実現できなかった自治体にヒアリング or アンケート調査を実施し、その要因を分析。
- ⑤ 他の分野の相談員との処遇の比較を整理。
- ⑥ ⇒④⑤により、自治体の処遇決定に当たって、他の分野との比較考量がどのように行われているか等を整理。
- ⑦ 今年度「地方消費者行政の現況」調査のデータを活用し、相談員の報酬や社会保険の適用状況等を整理。

4. スケジュール

- 2月～4月 上記当面の課題について、「現況調査」を活用した分析、有識者、地方公共団体の実務担当者等へのヒアリングの実施、他の分野の類似の制度の収集を行った上で、現状、課題を整理。
- 5月～6月 検討課題について方向性を検討。
- 7月中 WG取りまとめ